

だれもがいきいきと暮らせる新宿区をめざして



新宿区では平成13年12月に新宿区障害者計画を策定し、ノーマライゼーションの理念にしたがい、障害をもつ人も障害をもたない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、ともに生き、ともに過ごすことのできる新宿区をつくるためのあり方を示し、障害者施策を推進してきました。

昨年4月の障害者自立支援法の施行により、障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、サービス提供主体が区市町村に一元化され、共通の制度の下で提供する新たな仕組みとなり、より一層区の果たす役割が大きなものとなりました。

また、障害をもつ人の「積極的に社会参加をしたい」「働きたい」「地域で普通に暮らしたい」といった願い、ニーズの高まりはより顕著なものとなっています。

これらの背景を踏まえて、障害者自立支援法に基づくサービスを計画的に提供するために、このたび「新宿区障害福祉計画」を策定しました。区は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、計画の実現に全力で取り組んでまいります。

本計画の基本理念として障害者の自己決定と自己選択の尊重を掲げていますが、これらの実現にあたっては、区だけではなく、区民の皆様をはじめ、関係機関や団体のご協力をいただき、互いに連携して取り組んでいくことが必要であり、そうした協働体制の確立が重要なものとなると考えております。だれもがいきいきと暮らせる新宿区をつくるために、今後、より一層の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたりご意見をお寄せいただいた障害者ご本人をはじめとした多くの区民の皆様、関係者の方々、また、専門的な立場からご意見、ご助言をいただいた新宿区障害者施策推進協議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成19（2007）年3月

新宿区長 中山弘子